

薬生食輸発0731第2号  
令和2年7月31日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ウガンダ産ごまの種子のチアメトキサム、中国産なつめのピラクロストロビン、米  
国産セロリのメタミドホス及びアセフェート並びに韓国産エゴマのパクロブトラゾール)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年  
7月29日付け薬生食輸発0729第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき  
実施しているところである。

今般、過去1年間の検査実績を踏まえ、ウガンダ産ごまの種子のチアメトキサム及び  
中国産なつめのピラクロストロビンについてモニタリング通知の別表第2及び第3か  
ら削除することとし、米国産セロリのメタミドホス及びアセフェートについてモニタリ  
ング通知の別表第3から削除することとした。

また、韓国産エゴマのパクロブトラゾールについて、検査命令の対象としたことから、  
モニタリング通知の別表第2及び第3から削除したので、御了知の上、関係業者等への  
周知方よろしく願います。